

光陽地区公民館と高齢者ふれあいセンター朝陽の機能集約により
新たに設置する公民館の名称候補選定基準

光陽地区公民館と高齢者ふれあいセンター朝陽の機能集約により新たに設置する公民館の名称を広く市民から募集するにあたり、応募された作品から名称候補を選定するために必要な事項を定める。

1 選定委員会

- (1) 応募された作品の中から名称候補を選定するため、新公民館名称選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- (2) 選定委員会は、次の者をもって構成する。
 - ①福祉部長
 - ②生涯学習部長
 - ③福祉政策課長
 - ④生涯学習課長
- (3) 選定委員会の委員長は生涯学習部長とし、選定委員会を主宰する。

2 選定基準

選定委員会は、次の点を総合的に勘案して名称候補を選定する。

- ① 応募数が多いもの
- ② わかりやすく、呼びやすく、親しみやすいもの
- ③ 所在地名などから新公民館が特定しやすいもの

3 名称の決定

選定された名称候補は、「岸和田市公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例」の改正にかかる市議会の議決をもって、名称として決定する。

4 その他

この選定基準に定めるもののほか、名称候補を選定するために必要な事項は教育長が定める。